

平成 2 4 年度
第 1 回 大槌町都市計画審議会 議事録

日時 平成 2 4 年 5 月 7 日（月）

午後 2 時～

場所 大槌町役場仮庁舎会議室

会議次第 ----- P1

出席者 ----- P2

会議録 ----- P3

第1回大槌町都市計画審議会[議事次第]

日時 平成24年度5月7日(月)

午後2時～

場所 大槌町役場仮庁舎会議室

次 第

1. 開会

2. 町長挨拶

3. 大槌町都市経過審議会会長の選挙

4. 会長挨拶

5. 会長職務代理者選出

6. 諮問

7. 議事

- ・ 議案第1号 大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について
(町方・安渡地区被災市街地復興推進地域の決定)
- ・ 議案第2号 大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について
(沢山地区被災市街地復興推進地域の決定)
- ・ 議案第3号 大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について
(赤浜地区被災市街地復興推進地域の決定)
- ・ 議案第4号 大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について
(吉里吉里地区被災市街地復興推進地域の決定)

8. その他

9. 閉会

出席者

出席委員

会長	一級建築士	岩 間 正 行
会長職務代理者	大槌商工会会長	菊 池 良 一
	大槌町農業委員会会長	佐 藤 典 男
	大槌町議会議員	金 崎 悟 朗
	大槌町議会議員	後 藤 高 明
	大槌町議会議員	岩 崎 松 生
	大槌町議会議員	野 崎 重 太
	岩手県沿岸広域振興局土木部長	三 浦 賢 一

欠席委員

東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター長	大 竹 二 雄
--------------------------	---------

事務局

大槌町長	碓 川 豊
大槌副町長	石 津 健 二
地域整備部長	土 橋 清 一
地域整備部参事	佐 藤 正 寛
都市整備課長	川 野 重 美
区画整理班長	小 林 武
市街地再生班長	赤 嶺 齊
都市計画班長	西 迫 三千男
復興推進室長	那 須 智
復興推進室主任	小 國 晃 也
復興推進室主事	松 橋 史 人
復興推進室技師	佐々木 優

議事録

小國

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは定刻となりましたので、平成24年度第1回大槌町都市計画審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、大槌町復興局復興推進室の小國と申します。よろしくお願いします。

それでは初めに、資料の確認をしたいと思います。お手元の資料の確認をお願いします。まず、一番先頭なのですけれども、「平成24年度 第1回 大槌町都市計画審議会議案書」というものがあります。こちらの方は、2ページまでになっております。続きまして、「議案第1号」というものがA4版とA3版の図面がセットになっております。これが「議案第1号」になります。もう一つが「議案第2号」。同じような形でセットになっております。同じように「議案第3号」。もう一つ「議案第4号」ですね。「議案第1号」から「議案第4号」まで同じような形でセットになっております。あと最後に「平成24年度 第1回 大槌町都市計画審議会議案書参考資料」というものがありますので、そちらの方もセットになりますので、全部で六点といった形になります。ご確認よろしいでしょうか。不備等がありましたら、係員までお願いしたいと思います。あと大変申し訳ありませんけれども、座席表のプレートを付けておりませんでしたので、一番最後の「第1回 大槌町都市計画審議会議案書参考資料」の1ページ目に座席表がございますので、そちらでご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、報告に移ります。本日の審議会は、東大海洋研のセンター長であります大竹二雄様が所用により欠席でございますが、委員定数9人のうち8人の方に出席いただいております。大槌町都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことが出来ないとされておりますことから、この審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、町長の碓川豊よりご挨拶申し上げます。

碓川

本日は大変公務、公私共にご多忙のところ、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。お集まりの皆様方につきましては、大震災以降、行政運営等にあたりまして、多方面からご尽力いただいておりますことに対しまして、改めて御礼を申し上げさせていただきます。

町の復興計画については、昨年の12月26日に大槌町東日本大震災復興計画基本計画を策定したところでございまして、その後、実施計画を今現在取りまとめているところでございますが、3月17日から21日にかけて、

15か所ばかりで住民説明会を開催して復興計画の実施の内容等について特に土地利用、土地区画整理事業あるいは防災集団移転事業、そして災害公営住宅について事業説明を行ってきたところでございます。現在、その都市計画のあり方、そして今回の議題となっております復興推進地域の決定等について県とのこと前協議を踏まえながら、本日皆様方に、この決定について諮問し、そしてご審議をいただきたいとの目的で、本日この第1回大槌町都市計画審議会の開催をお願いしたところでございますが、よろしくご審議のほどを申し上げ、私のご挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ありがとうございます。

小國 それでは、次第を説明させていただきます。次第ですが、大槌町都市計画審議会議案書の1ページ目にありますので、そちらをご覧ください。

会次第3. 大槌町都市計画審議会会長の選挙についてですが、大槌町都市計画審議会条例第4条に会長の項目を設けております。資料がとんでしまいますけれども、参考資料の2ページをご覧くださいと思います。そちらに大槌町都市計画審議会条例がございます。そちらの第4条になります。第4条第1項で審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから選挙すると定めておりまして、学識経験者の委員4人の内から会長を選出していただくことになります。続きまして、次第の2ページ目を開いていただきたいのですが、こちらに委員名簿がございます。この内の備考欄に学識経験者がございますけれども、菊池委員、佐藤委員、岩間委員、大竹委員の方々が該当するという形になります。会長の選出につきましては、委員が選挙すると定めておりますが、どのようにお取り計らいいたしましょうか。

菊池委員 選挙でなくても良いのではないかと思います。皆さん、見識の強い方々ですけれども、ここは都市計画業務の経験の長い岩間委員を会長にご推薦したいと思います。

小國 今、菊池委員から選挙ではなく推薦ということで岩間委員を会長にとの声がありましたけれども、皆様よろしいでしょうか。

野崎委員 どうということはないけれども、一つの学識経験であるということだから何も異議はないが、一応事務局として、そういう案を出してあったからこうして進んでいるのですか。

那須 はい。

野崎委員 それなら了解です。

小國 異議なしということですので、岩間委員、会長就任の申請がございましたが、お引き受けいただけますでしょうか。

岩間委員 若輩者ですが、よろしくお願いします。

- 小國 よろしく申し上げます。
それでは、岩間委員は正面の会長席へご移動申し上げます。
それでは、ただいま会長に就任いただきました岩間会長にご挨拶をお願いいたしますと共に、会の進行をよろしくお願いしたいと思います。それでは
よろしく申し上げます。
- 岩間会長 このような大事な時に会長ということで身も引き締まる想いでございます。これからの大槌の１０年後、１００年後、非常に大事な委員会に取り掛かることになって、それぞれのご協力をいただきながら、議事をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これから色々な人がいると思っておりますけれども、ここでまとまっていけないと町民の人たちも戸惑ってしまうのではないかと思いますので、協力よろしく願いいたします。
それでは、早速でございますが、次第に沿って進めさせていただきます。
次第の５番目に会長職務代理者の選出となっております。資料の条例の中に、職務代理者を会長が指名するということになっておりますので、学識経験者の中の菊池さんをお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。
(はいの声)
- 岩間会長 それでは菊池さん、よろしく申し上げます。それでは、菊池委員を会長の職務代理者に決定させていただきます。ありがとうございました。
続きまして、６番の諮問に移ります。事務局の説明、よろしく願いいたします。
- 那須 本日の審議会に提案する議事案件について町長から会長に諮問書を読み上げて諮問とします。
町長、よろしく願いいたします。
- 町長 それでは、私の方から諮問書を読み諮問に代えさせていただきます。
大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について（付議）、このことについて都市計画法第１９条第１項の規定により貴審議会に付議します。尚、同法第１７条第２項に基づき、意見書は提出されませんでした。この第１７条第２項の主旨については、縦覧期間ということで関係者からの意見書はなかったということでございます。審議の方、よろしく願いいたします。
- 岩間会長 諮問書を置いておきました。お手元にコピーしたものがございます。
それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。本日の議事案件、１号から４号までとなっております。
それでは、次第に沿って順番に第１号から審議に入りたいと思います。
それでは１号、大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について、カッコして町方・安渡地区被災市街地復興推進地域の決定ということになっております。それでは、以前も事務局から説明ございましたが、改めて事務局の

説明を求めます。よろしくお願いします。

那須

はい。説明申し上げます。

議案第1号、平成24年5月7日付け大復発第17号大槌町長付議、大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について（町方・安渡地区被災市街地復興推進地域の決定）、大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定（町方・安渡地区被災市街地復興推進地域の決定）を別紙のとおり定めるものとするということで2ページ目から縦覧しました計画書となっております。名称は町方・安渡地区被災市街地復興推進地域。位置は上町、本町、末広町、新町、大町、栄町、須賀町、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、新港町、港町、大槌第21地割、大槌第24地割、大槌第25地割、大槌第26地割、大槌第28地割の各一部。面積は約103.5ha。緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針ということで当地区では、土地地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置、用途混在の解消を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日は平成25年3月10日でございます。区域については、後段で説明します図面で説明申し上げます。

3ページ目は、理由書でございます。大槌町町方・安渡地区は、平成23年3月11日の東日本大震災により壊滅的な被害を受け、特に当該地域においては、大部分の建築物が津波により滅失した。現在、大槌町では、震災からの復興に向けて取り組んでおり、平成24年6月策定予定の大槌町東日本大震災津波復興計画・実施計画（第1期）では、当該地区について緊急かつ健全な復興を図るため、土地地区画整理事業等を行うこととしている。このため、当該地域に被災市街地復興推進地域を指定し、被災市街地復興特別措置法による特別措置を講ずることにより、迅速に安全で良好な市街地の形成を図ろうとするものである。

4ページ目でございます。被災市街地復興特別措置法第五条第一項の要件についてでございますけれども、第一号に大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこととなっております。当該地区は、東日本大震災の地震及び津波被害により、2,732戸の建築物が滅失し、甚大な被害を被っております。第二号、公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。当該地区のほとんどは浸水区域であり、津波災害により市街地の大部分が空洞化した。浸水区域内では、大槌町が建築行為の自粛要請をしているものの、建物の再建が見られるようになってきた。市街地の嵩上げ、高台への移転等の浸水リスクの軽減策や、避難路整備等の避難

対策が未実施なまま現在の状況を放置すると、津波被害リスクの高い不良な街区の環境が形成される可能性がある。非浸水区域についても、防災集団移転促進事業における移転先の住宅団地の候補地となっており、個別の建築行為などが進んでしまうと移転先住宅団地の道路等の良好な公共施設の配置に支障が生じるおそれがある。第三号、当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。当該地区は、『大槌町東日本大震災津波復興計画・実施計画』において、嵩上げにより住宅、商工業施設、公益施設等が配置された市街地を再生する区域、及び、高台移転により住宅地として開発する区域と位置付けられている。大槌町としては、その実現に向け、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などにより、低地部と高台との一体的なまちづくりが検討されている地区であることから、事業実施までの間、一定の建築制限を課すことが必要である。以上が、被災市街地復興特別措置法第五条第一項に基づく要件でございます。

5 ページ目でございます。都市計画策定の経緯の概要、予定を含むでございます。平成24年3月17日から3月21日まで住民説明会を開催してございます。15か所で各1回ずつ開催してございます。平成24年4月4日、岩手県知事宛に事前協議、事前協議書を提出してございます。平成24年4月5日、町報にて縦覧の公告をしてございます。平成24年4月10日、町の都市計画審議会において事前説明を行ってございます。平成24年4月12日、岩手県知事より事前協議の回答をいただいております。平成24年4月13日から4月26日まで縦覧をかけて、意見書の受付をしてございます。平成24年5月7日、今日ですけれども、都市計画審議会開催。平成24年5月上旬に岩手県知事宛で協議する予定でございます。平成24年5月中旬に本協議の回答をいただき、同じく平成24年5月中旬に告示したいと、意見書の提出についてはございませんでした。

6 ページ目に住民説明会等の開催状況でございます。平成24年3月17日に安渡地域を対象としまして、主な意見は特になし、参加人数は169人でございます。同じく平成24年3月17日、沢山、源水、大ヶ口地域、こちらは108人の参加人数でございます。同じく平成24年3月17日の桜木町、花輪田地域は80人の参加、平成24年3月18日の浪板地域は27名の参加、3月18日の吉里吉里地域は151名の参加でございます。平成24年3月19日は紫波町在住者に紫波町総合体育館で行ってまして、参加人数は14人。同じく3月19日に盛岡市勤労福祉会館で行ってまして、主な意見として、建築制限される期間はいつまでかという意見が出されました。

参加人数は92人。3月20日に大町、新町地区、城山公園体育館で行ってまして、これについては170人。同じく栄町、須賀町につきましては、151人。上町、本町、末広町地域につきましては、200人。小枕、伸松地域には48人。花巻市交流会館で行った花巻市在住者向けに行った説明会では50人。北上の復興ステーションで行った説明会では34人。最後に3月21日に遠野市民センターで行いました説明会においては、参加人数が47人、合計で1,402人の町民の方々の参加をいただいております。

次に図面の説明でございます。1枚目が町方・安渡地区被災市街地復興推進地域の総括図でございます。今回、町方・安渡地域被災地復興推進地域として新たに決定しようとしている所は、この赤い線で囲まれています約103.5haでございます。

次のページをお開きください。町方・安渡地区被災市街地復興推進地域の計画図ということで詳細な図面を付けてございます。この中の赤の線で囲まれている部分が町方地区の被災市街地復興推進地域の今回決定しようとする所でございます。

次のページをお開きください。安渡地域の被災市街地復興推進地域として今回決定しようとする所でございます。

次のページをお開きください。もう一枚お開きください。「【参考図】大槌都市計画 町方・安渡地区被災市街地復興推進地域 計画図と浸水区域重ね図」というA3のカラーのページをお開きください。今回、町方・安渡地域被災市街地復興推進地域として決定しようとする部分と今回の浸水域との重ね図でございます。ほぼ浸水区域とあと一部浸水区域でない部分を決定しようとしてございます。

次のページをお開きください。次のページが計画図と農業振興地域農用地の重ね図でございます。今回、町方・安渡地区復興推進地域として決定しようとしている所には農振の農用地は含まれてございません。

次のページをお開きください。次の部分が町方の被災市街地復興推進地域の字界図でございます。先ほど前段の中でご説明しましたように上町の一部、本町の一部、末広町の一部、新町の一部、大町の一部、栄町の一部、須賀町の一部がこの中に含まれてございます。

次のページをお開きください。安渡の被災市街地復興推進地域の字界図でございます。この中では、安渡一丁目の一部、安渡二丁目の一部、安渡三丁目の一部、新港町の一部、港町の一部、大槌第21地割の一部、大槌第24地割の一部、大槌第25地割の一部、大槌第26地割の一部、大槌第28地割の一部がこの中に含まれてございます。

次のページをお開きください。町方・安渡地区被災市街地復興推進地域の

計画図と土地利用計画図の重ね図でございます。この部分については、被災市街地復興推進地域のみ入ってございますが、もう一度この部分についてはご説明を申し上げたいと思います。

以上が議案第1号町方・安渡地区の被災市街地復興推進地域の決定についてのご説明を終わります。

後藤委員 計画図と土地利用計画の重ね図をもう一度説明してほしい。赤の線で囲んである部分が被災市街地復興推進地域なのでは。

那須 この赤で囲んでいる部分が、今回復興推進地域としてやる部分です。その中で、オレンジになっている部分が整備エリアとして盛土するエリア、それから青い部分が切土するエリアです。表示線が赤いエリアが整備するエリアと。

後藤委員 はい、わかりました。

岩間会長 以上で説明は……。ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がありました。ここで審議に入るのですが、意見とか質疑ということなのですが、今の説明に対して何か事務局に対しての質疑、わからなかった点とかもうちょっと詳しくとかございましたら……。よろしいですか。

後藤委員 まず一点は、山田線の北南という分け方をしていますよね。山田線を境に。南側がなんで盛土しないのですか。要するに、T. P. でいうといくらの数字ですか。山田線の南側は緑地等の用地ということになっていますが、T. P. でいうと何mなのですか。

那須 この部分でございますけれども、まず切土する部分と盛土する部分の区別でございますけれども、今回防潮堤として整備いたしますT.P.14.5mの防潮堤では、今回の東日本大震災津波をシミュレーション上流した場合、越流してしまいます。したがって、ここの部分を全部盛土いたしますと、全部この部分に水が入ってしましまして一律に水が溜まってしまうというところで、一部分について盛土して、その部分については津波の浸水を防ぎ、その他の部分については越えた水をその部分でポケットとして貯流する形の整備を図っていきたいというような考えを持っています。

今回、被災市街地としては線路より南側も、それから上の北側の方も全て今回かけてございます。その部分については、今後区画整理なり防災集団移転促進事業を行っていく中でまた住民の方と協議して進めていきたいと、そういう風に考えてございます。

後藤委員 北側で浸水した所の、要するに整備エリア（盛土）になっている。山田線より北側は盛土になっている。南側は盛土になっていない。須賀町、栄町の部分です。そのT. P. が何mくらいになるのかを聞いている。

というのは、これまでのサッカー場、野球場、運動場が無くなってしまった。一刻も早く広場を作って、子供たちは毎日成長するわけですから、この部分のどこかに広場を作ってもらいたいということで訊ねている。何mかも盛土しないで広場が可能かどうかということに心配しているわけです。

那須 防災集団移転促進事業の移転促進区域でございますけれども、移転促進区域そのものでは盛土の事業はございませんけれども、この部分に今言ったような公園事業、都市計画事業を入れることになった場合は雨水等の浸水が見込まれないような高さまで整備して公園整備を図るというようなことになると思います。T. P. が何mというのはその中で実施設計になった中で高さは決定するという事です。

後藤委員 この間の地区の説明会で断面図を出した。この高さや4 5号線の高さや山田線の南側といった高さを出していた。それで見えていくと山田線の南側は、いくらになるのかということである。まだそこまでいっていただければいいです。

次に、ちょうどこの前に住んでいる。これを見ると公共用地になっている。これまでは何べんも当局にお願いをしてきたのですが、コンサルのお話を聞きますと、大槌町の人口構成をみても、60～80代が60数パーセントを占めている。そういうことで、遠からず大槌の人口は7,000人くらいになる。そういう中で、なぜ町のど真ん中を公共用地にしなければならないのか。私たち住民は皆反対である。ここに家を建てたいとほとんどそういう願いを持っている。なぜ、あえて人口が減っていく中にこういう計画を立てるのか。町長は常に合意形成や住民合意が必要だという言葉を使いますが、民衆にはそうなのですよ。変に住民とのトラブルを起こすような計画は避けてもらいたいとお願いしておきます。

那須 はい、了解いたしました。

今回かけますのが、被災市街地復興推進地域という、あくまでも建築制限をかけるための都市計画決定でございます。今後のまちづくりにつきましては、区画整理事業の指定されている地域でございますので、次の区画整理事業の都市計画決定あるいは事業認可の際に住民の方々と十分協議を重ねまして合意形成を取って事業を進めたいと思っております。

後藤委員 もう一つ。私の個人的な考え方もありますが、地区の住民の要望をお話しましたから、付け加えておきます。

岩間会長 はい、どうもありがとうございます。

後藤委員から実施計画とか区画整理事業とかのご意見がございましたが、確かに今回の推進地域の決定なのですけれども、区画整理事業とか実施計画とかそういうものがあって初めてこれがいいとか悪いとか意見が出ると思

うのですけれども、今回はそれまでの間の復興推進地域の決定ということなので、これから区画整理事業とか実施計画とかそういうことの中で色々様々な疑問が出ると思っています。よろしくお願いいたします。

あと何かご意見ありますか。いつもそうなのですが、都市計画審議会って言っても、委員対行政みたいな形になってしまって、自由に委員同士で色々な意見を交わしてもいいと思いますので、何か今のご意見とか参考意見等とかよろしいですけれども、ございましたらよろしくお願いいたします。あと何かございますか。

野崎委員 一つの津波浸水区域っていうのがあるんだけど、特にこの計画を持たれるのですけれども、安渡地区の場合は高台の水が入らない所まで今度の計画に入っているような形である。とか言えば、伸松みたいなあのくらい全滅的な所にはそういう地区別がない。そういう計画の中で、安渡地区の高台の場合あるいは高台といえは安渡小学校の所、あとは伸松のそういう風に都市計画に載っていない所は今後どのような進め方でやっていくのか、その辺のところをお伺いしたい。

川野 都市整備課長の川野でございます。よろしくお願いいたします。

今、野崎委員からございました伸松のことなのですが、現在、第1号議案ということで町方・安渡地区の復興推進地域ということで議論をさせていただいておりますので、伸松の案件としましては、できましたら、その他のところを出していただければと事務局の方では思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

野崎委員 わかりました。

岩間会長 今、野崎委員からお話があったのですけれども、本当はこの地区を定めるためには被災市街地の整備方針みたいなものがあれば色々な議論ができるのですけれども、今はまだ整備方針を策定中だと思うのですけれども、一つ先の後藤委員の公共用地とか公共施設用地とか学校とかそういうのを利用するべきではないのか。ただ、それがなかなか今の策定中だと思うのですよ。特に伸松なんかのエリアは想像でものを言っではいけないのですけれども、危険区域かなんかになってくるのかと思うのですけれども、その辺の見通しみたいなことを話せるものであれば今考えられるところをお話ししていただけると良いのかなと少しイメージが湧いてくるのではないかと・・・よろしくお願いいたします。

那須 小枕・伸松地区でございますけれども、これまでに何度も説明会等を開いてございまして、この中の住民の希望は高台移転ということになってございますので、この地区については今、防災集団移転促進事業の移転促進区域にしていきたいと、その後は災害危険区域としての設定を行って居住を認めな

いというような方向で考えています。今回、町方・安渡地区の被災市街地復興推進地域の中では入ってごさいませんが、いずれは12月くらいを目途に災害危険区域として指定をしていく形でやっていきたいと考えております。

野崎委員　　そういう説明がほしいなと。図面の下の方に伸松地区があるものだから、その他で言えば一番良かったのだけれども、浪板地区もその通り、同じ被害を受けながらも都市計も何もないっていう、果たしてどうなっていくのかという同じ町内にしてみながら、そういう方向が見えてこないから逆に聞きたくなってくる。一回目になぜ伸松を聞いたかといえば地図の下の方に見えていたからだ。見えなければ聞かなかった。その他で言うとなったら、浪板も聞く予定もあるけれども、そういうのが今言ったような説明があれば聞く必要がない。だから、安渡地区の学校から上が計画に載っていますよね。津波は来なかったのだけれども、これからの復興に向けて必要なら大槌都市計画に盛るという中身ですか。

那須　　その部分については、今後、防災集団移転促進事業の住宅団地の移転候補地というところで乱開発等を避けるために今回被災市街地復興推進地域としての区域に含めてごさいます。

菊池委員　　我々は商業者の出身ですので、集団移転とはまた違う整備の方に関係してくる。そうすると、今我々でお店の人たちと話しているのですが、やはりいつ頃から始まるのか、いつになったら嵩上げが始まって、いつ終わるか、そういう嵩上げをする時にどこから土を持ってくるのか、その持ってきた所を崩せばそこに移転するのか、そういうことに皆関心を持っている。やはりいつから始まって、いつ頃までに終わるのか、いつから我々がまた元のところに戻るかというのが関心ですから、その辺をなかなか明確に答えるのは大変だと思うけれども、だいたいの大雑把なこういう計画だということを一番裏のを見たのだけれども、平成27年といたらまだまだ3年も先の話であるし、もうちょっと早くスピード感を持って出来ないものかというのが一つ思うところであるのですが、いかがでしょうか。

岩間会長　　今で考えられる時期等がわかれば・・・

川野　　参考資料でA3版の大槌町復興事業等工程表という表がお配りしてごさいます。資料を見ていただきたいと思うのですが、基本的には今年3月に行った住民説明会、そこで土地利用計画案、これをお示ししてごさいます。これを基にして、本日の復興推進地域の考え方も示しているところでごさいまして、先ほどもありましたけれども、この住民説明会の説明内容を基本としながら土地区画整理事業あるいは防災集団移転促進事業、こういった事業を進めることで低地部と高台の一体的なまちづくりを目指して事業を進めて

いくという風にしていきたいと考えております。先ほど、小枕・伸松の話もありましたが、それぞれの地域の役員の方々と日程調整が図られたところにつきましては、現在、意見交換会、こういった形で行っているところでございます。また明日からは仮設住宅の代表者の方々への意見交換会の開催など協力をお願いしたいという風に考えております。今後につきましては、地区ごとあるいは仮設住宅単位に説明会を開催しながら住民の方々との合意形成を図って参りたいという風に考えております。

合意形成それから関係機関との調整という部分があるわけですが、特に国道ですとか県道あるいは JR、河川それから港湾ですとか漁港の防潮堤、こういったところと協議をしながら実施に向けて進めていくわけですが、特に高台移転の関係につきましては先日の新聞にも山田町の関係が載っていましたが、埋蔵文化財の調査確認あるいは農地法、森林法、こういったところとの調整の必要となっております。

こういった一つ一つの作業を積み重ねつつ、また法的な手続等をクリアしながら事業実施に向けて対応していくところでございます。現段階における目標といたしましては、3月の説明会で示されております時期、この工程表のところで黒ポチがございますが、防災集団移転促進事業につきましては、第二四半期の末頃、大臣同意を取得したい、また区画整理事業につきましても同じようにそのような時期に区画整理事業の区域決定をする都市計画決定という手続きがあるわけですが、そういった手続きに向けて努力して参りたいという風に考えております。そういたしますと、大臣同意あるいは都市計画決定を取得しないことには次の段階に進んでいけないという部分がございます。

大槌町の場合は、私ども4月1日から都市整備課という課が新しく整備されまして、ここでこういった事業を進めていくとなったんですが、他のところと比べますと、3月までの間の進め方というのが遅れているという部分もございます。他のところと差があるかという、そんなに差がないという風に思っておりますし、他のところの色々な課題、そういったのが聞きながら、他市町の色々な意見を参考に今後大臣同意あるいは都市計画決定に向けて対応して参りたいという風に考えておまして、そういったものを処理した後、国に対して交付金の手続きをしなければなりませんし、用地取得につきましても、大臣同意取得後でないとう地の取得もできないという部分もございます。早い区域につきましては、先ほどお配りしております工程表に沿った形で対応して参りたいという風に考えておりますし、あるいは住民の方々につきましても先ほど申しましたけれども、それぞれの地区ごとに今後進めていくといった考えでございます。

以上でございます。

岩間会長
菊池委員

はい、ありがとうございました。

毎日、岩手日報を見てればわかるとおり、阪神・神戸の。私、11月に行ってきたのですけれども、北沢町に。昨日の新聞か、おとといか。米山さんという方がいる。あの方と話をしてきた。

やはり13年、あの新聞には14年と書いてある、復興宣言をしたのは13年だそうです。でも、住民の人たちはですね、納得いかないと。多分、そうだと思うのですよ。13年も長い間、都市計画ですから、土地の区画整理ですから、減歩してから換地したわけです。

これが、今まさに我々が住んでいる末広町の地区では実際に起こり得る問題で非常に行政の方も苦勞する、これからは。少しでも減歩となれば、末広町とか本町の角目の家なんかは、もう少し道路が広くなるといえば、家を建てられるものでないということになる。

やはり、早くやるのであれば、結局今通りということになってしまうのだというのは向こうとお話をしてきましたよね。ですから、それがいつ頃になるのかという目途が、やはり町民の皆さんに知らせるということで納得するかもしれないし、皆不安で不安でしょうがないなと・・・そういうところです。その辺をはっきりして、はっきりまでしなくても大雑把なものを出してほしいなと。

後藤委員

同じことなのですがね、この間の地域説明会に私も参加いたしました。それで町長さんからは26年の12月には家を建てられるという説明がなされました。

それで、盛土なのですが、今皆町中がどこからこの土を持ってくるか、どこの山を切るのか、それでこの図面では、ナンマイサワの入り口が切土の予定になっている。あそこには、山の根に住宅地がある。それと通学路になっている。道路は狭い。無理して通っていくとマストの前の45号線という幹線道路の交差点にぶつかってしまう。どうやって運ぶのか。それと、町方だけは土木の経験がある人は計算して何立米というのを計算している。2mで。土地はどこを見ているのか、どこの山を崩して、だいたいこの町方の茶色の部分だけでどのくらいの土量が必要なのか説明してください。

川野

3月の説明会の時のお話の中で、26年の12月ということに説明をされたのだらうと思っております。そういう形で、区画整理事業の場合では、順調に合意形成、工事等が進んだ場合という中での時期を明示していると私は理解をしています。

それから土の関係でございますが、今回は安渡地区まで含めて100数haということになっております。町方の部分だけだと、60数haという

ことになるかと思います。土量でございますが、70万立米ということで試算をしております。

実際、盛土をどこから持ってくるのかということにつきましては、本日の都市計画審議会の中での答えるべき部分では私はないのではないのかという風に思っていますし、こういった想定の話というのはなかなかできない部分でございますので、そこはご勘弁をいただきたいと思います。

岩間会長 はい、ありがとうございました。この第1号議案大槌地区・安渡地区だけでなく、広く色々な旗模様が増えていると思いますけど、それと時期のことなのですけれども、菊池委員や後藤委員からもあったんですけれども、あくまでもこの被災市街地の推進地域はこの新たな都市計画が決定するまでの暫定的な期間の地域の決定ですので、ご理解いただければ・・・これだけ話をするとは全然意見が出てこないで事務局は大変だと思いますけど、これからよろしく願いいたします。

それでは、第1号議案はこの程度にして・・・

那須 すいません、今お配りした図面のご説明を申し上げたいと思います。最後の計画図と土地利用計画の重ね図でございます。町方・安渡地区の部分と各地区ごとに今お配りしましたけれども、町方・安渡地区の町方地区につきましては、今回黒い点線で囲まれている部分は被災市街地復興推進地域の今回決定しようとしている部分でございます。その中で、赤い部分が土地区画整理事業区域として予定されている部分です。青い部分が防災集団移転促進事業として移転促進区域として予定されている箇所です。

もう一枚めくっていただきまして、安渡地区でございますけれども、先ほど野崎委員からお話がありましたけれども、今回この同じように黒い点線の部分が被災市街地復興推進地域でございます。青い部分が防災集団移転促進事業移転促進区域、赤い部分が土地区画整理事業を予定している区域、それから緑色の点々で囲まれている部分が防災集団移転事業の住宅団地の移転候補地ということで、この全体の中で平らな部分あるいは開発されそうな部分について、今回被災市街地復興推進地域をかけようとしてございます。

以上が追加でお配りした図面の説明でございます。

岩間会長 はい、ありがとうございます。

今後で配られた参考書、これが基本的な復興計画、整備改善の方針と捉えても良いのかなと思っていました。これについては、この次の地区、これを参考にしながら協議をお話ししたいと思います。

それでは、1号議案大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について議案を承認ということにご意見ございませんか。何かご意見ございますか。

岩崎委員 皆さんが言っているその通りなのですが、移転促進地域、住宅団地の候補

地ですかね。これは山を切土するという形になると思います。これらの交渉を早くしなければ、だいたい50代から60代になる人たちが3年も4年もかかっていれば、今だったら建てられるけど、あと4～5年経ったら建てられないなというところもあるのです。そうすると、後藤委員も言っているとおり、せっかく内陸にいる人たちが安渡に戻ってきたい、大槌に戻ってきたいと思っけていても、それが年数が4年も5年も経てばその気持ちもなくなってしまう。人口減少にもなるので、そこは形が早く見えるような形、土地の交渉、それらを早く進めてやってもらいたいなと思います。

野崎委員 1号から4号まで誰も反対だとか賛成だとかそんな話をやっているのではない。皆これから大槌町をどうするかという想いで話をしているのだけれども、これが一つの壁なのだ。これを決めないことには次に進まない。だから、盛土だとか末広町の角がどうだとかこうだとか、それはこれが決まってから次の新たな設計が出てきた上で、我々の気持ちはこっちに行ってしまうている。町がどうなっていくのか、道路がどうなるのかなというそこが聞きたい。それがためにも、早くこういうのを決めながら、そして、例えば、山を崩すなら崩すなりの交渉をしたり、木を伐採したり、そして赤い杭が一本も立てれば、進んだなというのが町民には見えてくるということである。だから、その辺のところをもう少しスピード感を持って、木が切り始まったぞとなれば、そこは宅地になるのだとか住宅地になるんだとか、そういうような町民はそういう想いでいる。その辺のところを、これまでの中の細かい内容を菊池さんが言うのも、後藤さんが言うのも、岩崎さんが言うのも全くその通りなんですけれども、それを言わせる前にばんばん物事を進んでいかなければ、この計画はいつまでもぐだぐだになるから、今のうちでこれだからこれから新しい図面が出てくればどうなるのかという想いがあるけれども、それはそれにしても、もっと早めに進んでいかなければだめだと思っています。

岩間会長 そうですね、私もそうだと思います。

それでは1号から4号まで同じような議論になると、それで提案なのですからけれども、今のようない時期とかイメージとか湧くような意見を付してからこれを答申する形を取った方が良くかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

(よろしいですの声)

岩間会長 それでは、おそらく最後の時にそれらの取りまとめをしたいのですけれども、1号から全部同じような話になってくると思うのですよ。だから、スピード感とか具体的なイメージとか意見を付してから答申するというようなことでよろしいですね。

(はいの声)

岩間会長 それでは、意見を付して意見の内容は後で協議したいと思います。議案第1号大槌都市計画被災市街地復興推進計画の決定について、提案通り承認することに異議はありませんか。

(異議なしの声)

岩間会長 はい、ありがとうございます。

異議なしと取ります。

続きまして、第2号議案の審議に移りたいと思います。事務局から説明よろしく願いいたします。

那須 議案第2号、平成24年5月7日付け大復発第17号大槌町長付議、大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について(沢山地区被災市街地復興推進地域の決定)、大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定(沢山地区被災市街地復興推進地域の決定)を別紙のとおり定めるものとする。

2ページをお捲りください。先ほどと同じような計画書でございます。縦覧は既に説明してございます。名称、沢山地区被災市街地復興推進地域。位置は大槌第15地割、大槌第16地割、大槌第17地割、大槌第22地割、大槌第23地割、大槌第24地割の各一部でございます。面積は約25.7ha。緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針は、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置、用途混在の解消を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。被災市街地復興特別措置法第7上の規定による制限が行われる期間満了の日は平成25年3月10日でございます。区域については、後段で説明します計画図のとおりでございます。

理由書、大槌町沢山地区は、平成23年3月11日の東日本大震災により壊滅的な被害を受け、特に当該地域においては、大部分の建築物が津波により滅失した。現在、大槌町では、震災からの復興に向けて取り組んでおり、平成24年6月策定予定の大槌町東日本大震災津波復興計画・実施計画(第1期)では、当該地区について緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業等を行うこととしている。このため、当該地域に被災市街地復興推進地域を指定し、被災市街地復興特別措置法による特別措置を講ずることにより、迅速に安全で良好な市街地の形成を図ろうとするものでございます。被災市街地復興特別措置法第五条第一項の要件についてございますけれども、大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したということで、当該地区については、176戸の建築物が滅失し、甚大な被害を被っております。第二号、公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがある

こと。当該地区の低地部は浸水区域であり、土地区画整理事業が予定される区域でもある。浸水区域内では、大槌町が建築行為の自粛要請をしているものの、三陸縦貫自動車道のインターチェンジ設置が予定されていることもあって、建物の再建が見られるようになってきた。避難路整備等の避難対策が未実施なまま現在の状況を放置すると、津波災害リスクの高い不良な街区の環境が形成される可能性がある。非浸水区域についても、小中学校の建設が予定される区域であり、個別の建築行為などが進んでしまうと小中学校の建設に支障が生じるおそれがある。三号、当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。当該地区は、『大槌町東日本大震災津波復興計画・実施計画』において、住宅、公益施設等が配置された市街地を再生する区域として位置付けられている。大槌町としては、その実現に向け、土地区画整理事業などにより、低地部と高台の一体的なまちづくりが検討されている地区であることから、事業実施までの一定の建築制限を課すことが必要である。

都市計画策定の経緯の概要でございます。平成24年3月17日から3月21日まで住民説明会を15か所で各1回ずつ開催してございます。4月4日に事前協議。4月5日に公告。4月10日に町都市計画審議会の事前説明。4月12日に事前協議の回答。4月13日から26日まで二週間の縦覧を行ってまして、意見書の受付をしてございます。5月7日、都市計画審議会。5月上旬に県知事宛で本協議。5月中旬に本協議の回答をいただきまして、5月中旬に告示したいと、意見書の提出についてはございませんでした。

次のページをお捲りください。住民説明会等の開催状況につきましては町方・安渡地区の説明会の開催状況と同じでございます。参加人数は全部で1,402人でございます。

次に図面でございます。沢山地区被災市街地復興推進地域の総括図でございます。この中で赤い線で囲まれている約25.7haを今回、沢山地区被災市街地復興推進地域として決定しようとしているものでございます。

次のページをお捲りください。次のページは、沢山地区被災市街地復興推進地域の境界説明図でございます。

次のページをお捲りください。安渡地域の被災市街地復興推進地域として今回決定しようとする所でございます。

次のページをお捲りください。計画図と浸水区域重ね図でございます。赤い部分が今回決定しようとする部分でございます。青い線で囲まれている部分が浸水区域でございます。

次のページをお送りください。農用地との重ね図でございます。沢山地区被災市街地復興推進地域にはかかってございません。

その次は、字界図でございます。沢山地区被災市街地復興推進地域の字界でございます。先ほどご説明した位置の中でございます。大槌第15地割の一部、大槌第16地割の一部、大槌第17地割の一部、大槌第22地割の一部、大槌第23地割と大槌第24地割の一部でございます。

最後の部分ですけれども、最後の部分については先ほど改めてお配りした図面をお願いいたします。沢山地区被災市街地復興推進地域の計画図と土地利用計画の重ね図でございます。黒い点線で囲まれている部分が今回、被災市街地復興推進地域として決定しようとする部分でございます。赤い部分が土地区画整理事業としての区域を要諦している部分でございます。青い部分が公共施設ということで今回、小中学校等公共施設を配置しようとする予定している区域でございます。

以上で沢山地区被災市街地復興推進地域の説明を終わります。

岩間会長 はい、ありがとうございます。

審議に入りたいと思うのですけれども、先ほどと同じような意見がどこにでも、どの地域でも出ると思いますので、特にこの沢山地区、この参考図を見てわかるとおり、土地利用計画で、特にこの沢山地区に付して、何か事務局に対してご質問とか審議したいようなことがありましたら。

野崎委員 はい。

岩間会長 はい、野崎委員。

野崎委員 一つの小中一貫校という候補地になっているようですけれども、その辺のところの進捗状況というのは何かどうなっているのかというところだけ、一点だけ。

岩間会長 それでは、事務局からお願いします。

那須 大槌の教育委員会でございますけれども、今ここに小中一貫校を予定してございまして、その中で今、災害復興事業等によって必要とされる面積を使って、だいたいおおよその設計、配置をしてございます。その中で今回、このくらいのエリアが見込まれるというので今回、被災市街地復興推進地域の予定区域としてございます。今後は今回かけました推進地域の中の地権者の方々にお願いに参りまして、その中で同意を得て、改めて災害復旧事業の査定を受けて、その後、交付金事業として提出したいという風に考えてございます。

岩間会長 あと何か。

菊池委員 大槌北小学校、今倉庫みたいになっていますけれども、まだまだ立派なようでございます。これを今後どういう風な位置づけにして持っていくのか。

壊すのか、何かに利用するのか、その辺どうでしょうか。

岩間会長 事務局、わかる範囲で、お答えできる範囲で。

那須 この部分につきましては、がれきの撤去が平成26年、来年の夏くらいまでの期間の中で北小についてはどうしたら良いものかというのは協議して、進めていきたいという風に考えております。

佐藤委員 バイパスの下側の農地、これは農地としては復興させないのか。公園・緑地・・・

(がれき処理をしているの声)

土橋 実は、がれき除去はほぼ終わりました。一部、家屋の解体が残っていますが、ほぼ除去で。各17か所に一時仮置きして、それから今の沢山の田んぼがあった所に二次仮置き場として置いております。今の計画ですと、26年3月に全部搬出、処理するという計画ですけれども、ただ広域処理もまだ進捗というか名乗りを上げてもらえる市町村が少ない状況ですけれども、いずれ産業振興課との協議の中では、田んぼで使ったりする場合は減塩という作業が必要であると。補助事業が、それもやはり期限限定というか26年3月とお聞きしております。その中でがれき処理が遅れば、それだけ補助の導入も難しい面もありますが、産業振興課を通じて国に期限を延ばしてもらおうよう要望しているところです。

後藤委員 教育委員会はわかるのだけれども、こういう復興は教育委員会じゃなくて、ここだと思う。ご存知のとおり、山を切って、この縦貫の、要するに高速の入り口になるでしょう。前も議会で説明を求めたのですが、児童生徒一人当たりの建設用地面積、これが義務付けられている。そういうことと移籍の問題。あと地権者の問題。色々聞こえてきますけれども、その辺がクリアできるのかどうかということをお訊ねしたいと質問したのですけれども。

岩間会長 なかなか難しいと思うのですけれども・・・今現在はこういう形で計画を進めているということで、これから追っかけ案は先ほどもお話ししたのですよね、実施計画とかそういうのも入ってきて、そういう時にまた議論入ると思うのですけれども。どうですかね、見通しというか、教育委員会が中心になってやっていると思うので難しいでしょうね。

後藤委員 縦貫道を民家につけないように、山を崩して入っていくのですよ。相当の用地を取られると思うのです。道路で、入り口で。ちょっと悪いのだけれども、見方が甘いのではないかと思って、行く度見ているのですがね。

まず色々調べてみてください。

岩間会長 その他、何かございませんか。この地区に限って。それでは、無いようでございますので、第2号議案、大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定について、沢山地区被災市街地復興都市計画の決定については異議なしと認

めます。

(はいの声)

岩間会長 続きまして、第3号議案に入りたいと思いますけど、前段の説明は同じだ
と思うので、省略して図面から説明でよろしく願いいたします。

それでは、第3号議案、赤浜地区被災市街地復興推進計画の決定について
事務局より説明をお願いいたします。

那須 赤浜地区被災市街地復興推進地域の総括図でございます。今回、この赤い
線で囲まれている約11.2haが赤浜地区被災市街地復興推進地域として
新たに決定を予定している地域でございます。

次をお開きください。赤浜地区被災市街地復興推進地区の計画図というこ
とで赤い区域で囲まれている部分でございます。

次のページをお捲りください。赤浜地区被災市街地復興推進地域のそれぞ
れの境界部分についての説明図でございます。

次のページをお捲りください。今回の赤浜地区の被災市街地復興推進地域
の決定しようとしている部分と浸水区域との重ね図でございます。

その次が、次のページが農用地との重ね図でございます。今回、赤浜地区
被災市街地復興推進地域として決定しようとする部分には農用地は含まれ
てございません。

次、赤浜地区被災市街地復興推進地域の字界図でございます。この部分に
つきましては、赤浜一丁目、赤浜二丁目の一部について、今回、被災市街地
として決定しようとしているものでございます。

最後の計画図と土地利用計画の重ね図でございますけれども、それについ
ても、先ほどお配りした図面をお開きください。参考として、大槌都市計画
赤浜地区被災市街地復興推進地域、計画図と土地利用計画の重ね図でござい
ます。黒い点線で囲まれている部分が、被災市街地復興推進地域でございま
す。青で囲まれている部分が、防災集団移転促進事業の移転促進区域でござ
います。赤で囲まれている部分が土地区画整理事業区域として事業を予定し
ている部分でございます。

以上で説明を終わります。

岩間会長 はい、ありがとうございます。

それでは、先ほどと同じように赤浜地区に関して、特にこの参考図を見て
から、何かご意見とかございましたらよろしく願いいたします。特に赤浜
地区に関してご意見ございませんか。

岩崎委員 赤浜地区の公園・緑地等、ここは盛土が全然ないわけですか。
堤防が6.5でしたか。

那須 堤防は6.4です。

岩崎委員 6. 4 でしたっけ。そして、その堤防の内側の緑の部分ですか。公園・緑地等になっていますが、ここの盛土は全然ないのですか。

那須 今現在、ここは防災集団移転促進事業の移転促進区域でございますので、とりあえず、この部分については移転を促進すると。その後の利用につきましては、今後住民の方々と協議したいと考えていきたいと。その整備するものによっては、盛土する部分もありますでしょうし、こういった形で整備するかのものによって変わってきます。

野崎委員 赤浜地域は地域独特のやり方というか、防潮堤の高さがこれでいいんだとか、地域でまとまって高台移転という方向性を見出したようですけども、それはそれで地域がそうだからいいと思うのですけども、ただその中で、余計な話をするのだけれども、あそこの民宿の上に船が乗った。それをこれから残したいとか、残すべきだとか、入れる中、これは次の段階の話なのだけれども、そういうことを見据えながら、この計画の中には載っているのかなと、それとも、そういうことは一切白紙でただ現在は高台移転でここには建物は建てられないのだという計画なのか、その辺のところもお伺いしておきたいです。

岩間会長 事務局、今考えられる何かがありましたら。

土橋 地域からはやはり複製でもいいから残したい、当然下ろして解体終わっていますので、FRPで作り直して上げたい、ある意味要望めいたものが出ています。

あと、余談ですけども、全国の津波防災関係の有名な学者さんとか色々な方126名だったと思うのですけれども、分厚い残してほしいという要望書が出ております。ただ、これも後先のことも考えなければいけない話なので、地域の声も聞きながら、先人がメモリアル公園として必要かどうか検討していかなければならないと思っています。

野崎委員 そうなのさ。その時は夢中になっているから、それが必要だという想いはあるだろうし、例えば、大槌の役場もそうだろう。役場そのものを残しておいた方がいいという人たちもいる。中には、いらないという人もいる。

役場にしろ、今の船にしろ、そういう想いがこれから残した場合、いつか見たとか、様々なものが出てくるおそれがある。そういうところもちゃんとした決断をしておかないと、なあなあでやっていると、どこまでもおかしく進む方向になるから、そういうところもやれるものはやる、壊すなら壊すというようなそういうことをちゃんとしておかなければ、どこにでも賛成や反対はあるのだから、それは決断した方が私はいいいと思います。

岩間会長 はい、ありがとうございます。

後藤議員 浸水エリアの部分に盛土の面積も結構あるのですけれども、前日のように

大雨が降れば、仙台の泉なんかの盛土なんかは問題になってくるわけですが、この盛土した場合に赤浜は真砂土ですから、何年くらいで家が建てられるのですか。

私、山田との交流も持っているのですけれども、話を聞くと、7 m 真砂土を盛ると、2 m は沈むと言っています、山田では。そういうことで、山田は、盛嵩の山は一切盛土は使わない、切土だけでやるという話も聞いているのですが、この赤浜では盛土も予定しているみたいですが、何年くらいで家を建てられるのですか。盛土の場合。

岩間会長 事務局で難しい質問だと思うのですけれども、特に真砂土なんかは動かしたらもう使い物にならない・・・

後藤委員 というのはですね、私、避けるべきだと思うのですよ。急いでやって、また二次災害なんか起こしたら大変なことになるのですよね。

岩間会長 とにかく、事務局も真砂土は十分今まで経験があつて手に負えないということはご存知だと思うので・・・

後藤委員 やっぱり、盛土は避けた方がいいのではないかと。特に赤浜はね。真砂土ですから。ということを要望しておきます。

岩間会長 その他何かこの赤浜地区に限って要望等あれば。

はい、第3号議案、赤浜地区被災市街地復興推進地域の決定については計画通りで異議なしと認めます。

その次に第4号議案、吉里吉里地区被災市街地の復興推進地域の決定について事務局から説明よろしくお願いします。前段の部分は省いてよろしいです。図面の説明からよろしくお願いします。

那須 それでは、図面から説明申し上げます。

吉里吉里地区被災市街地復興推進地域の総括図でございます。今回、この赤い線で囲まれております約23.7haが今回、吉里吉里地区被災市街地復興推進地域として新たに都市計画決定を審議していただく場所でございます。

次のページをお開きください。吉里吉里地区被災市街地復興推進地域の計画図でございます。この赤い線で囲まれている部分が今回の被災市街地復興推進地域に指定したい所でございます。

次のページをお開きください。被災市街地復興推進地域の境界の説明でございます。

次のページをお開きください。吉里吉里地区被災市街地復興推進地域の計画図と浸水区域との重ね図でございます。赤い部分で囲まれた部分が被災市街地復興推進地域、青い部分が浸水区域でございます。次が計画図と農業振興地域の農用地との重ね図でございます。今回、吉里吉里地区被災市街地復興推進地域の境界の説明でございます。

興推進地域を定めようとしている部分には農用地は含まれてございません。

その次が、吉里吉里地区被災市街地復興推進地域の字界図でございます。今回、指定しようとしている所は、吉里吉里一丁目の一部、吉里吉里二丁目の一部、吉里吉里三丁目の一部、吉里々々第29地割の一部でございます。

最後の土地利用の重ね図でございますが、それについても後からお渡しした図面をご覧ください。黒い点線で囲まれた部分が、被災市街地復興推進地域でございます。青い部分が、移転促進区域、防災集団移転促進事業移転促進区域、赤で囲まれる部分が土地区画整理事業の事業予定地でございます。

説明については以上でございます。

岩間会長 はい。ありがとうございます。この吉里吉里地区に関しても、吉里吉里地区に限って、特に事務局に対してご質問等ありましたら、よろしく願います。何かございませんか。

野崎委員 いつも吉里吉里で心配しているのは、新しく建った田中クニオさんの直した所。今、図面を見てきわどい所だね。どうするのかなと。盛土するといえ、今、この図面を見てちょうどきわどい所だな、と思って見たのですけれども、緑地帯と言いますか、盛るのか盛らないのかということろだな。せっかく建てて、補助金もらったりして、やったのかなという、これでやってまた壊されたんだとか、大丈夫かなと思ったりもしているのだけれども。この辺だったのだと。

後藤委員 関連して、昔の古い道路、あそこのずっと並びが浸水して、もうきれいに直して住んでいるのですよね。あの辺は、何m嵩上げするのですか。一軒、二軒ではないですからね。あそこの通りがガラッとだから、その辺どう見ていました。

那須 今の後藤委員の話でございますけれども、多分、吉里吉里商店街一号線、吉里吉里の方が話題住宅と言っている部分の再建するところだと思いますけれども、その部分については、今現在で高いものですから、まだはっきりは言えませんが、1m程度じゃないかと。だいたい、浸水の高さを見ますと、それより1mくらいが浸水している区域ですので、その辺りが盛土のエリアになるのかなと思ってございます。

後藤委員 であれば、いいけれども。

岩崎委員 新しい道路が出てから、新しい道路の内側が8m、今の上住宅の辺りで1m、かなりの盛土になるのだけど、それは家を建てられるのだろうか。今建っている所が対象になれば、補償なんかは出るのですか。移転する時に。

野崎委員 道路から行くと、この位置が、緑の公園・緑地帯というのに・・・

川野 今の計画案ということなのですが、吉里吉里地区につきましては、防潮堤の高さがT. P. 12. 8、それから、宅地高さを12. 5mという風にし

てございます。盛土高の最大ですけれども、約10mというような形で計画がされております。今のご質問のこの区域にある建物、移転促進区域あるいは土地区画整理事業区域の中で、既存の建物等がある場合の補償の考え方ですが、一般的には、今ある建物については当然そういった補償の対象になる、というのが一般論だと思っています。

今回のこういった復興推進地域の網自体も、あくまでも今後かけますよ、と。当然、次の段階の区画整理事業の区域、こういったものも今からですよ、ということですから、一般論としては、補償の対象になると考えておりますが、補助事業になりますので、国あるいは県、こういったところのご指導を仰ぎながら実際の対応をしていきたいという風に考えております。

岩間会長 はい、ありがとうございます。その他、何かございますか。

異議がないというようなことなので、第4号議案、吉里吉里地区被災市街地復興推進地域の決定については、異議なしといたします。

以上で、議案要件について異議なしですので、終わります。

続きまして、次第の8番、その他に入りたいと思います。その他、何か事務局からございますか。・・・お願いいたします。

川野 今のご議論いただきました部分の中にも関連するのですが、今後、区画整理の区域の決定、こういった策に向けて取り組んでいくわけですけれども、前段と言いますか、そういった部分で、国道ですとか、県道、こういった都市計画決定をしている道路の位置付け、こういうのはどうするか、という部分が出て参ります。都市計画道路の決定ですとか、あるいは区画整理事業の区域決定、こういった部分で、また都市計画審議会を開催をさせていただくという風に考えておりますので、委員の皆様方には、日程の調整を含めて、ご協力、ご理解方よろしくお願ひしたいという風に思っております。

以上でございます。

岩間会長 はい、ありがとうございます。委員の方々からは、特に何かありませんか。・・・

それでは、本当にありがとうございました。

議案にいただいたこの四つの議案、意見書を付してから、後で答申するという形にしたいと思っておりますので。意見書なのですけれども、ちょっと相談しながら、基本的には、被災市街地の整備の条件が答申で、少しイメージができるようなということとか、時期の問題とか、スピード感のある問題、それから復興推進地域以外の基本的な方針というものも住民に示しながら決めていきたいというような文言を付してから答申したいと思っておりますが、よろしいですか。

(はいの声)

岩間会長 後でまた皆さんにお集まりいただくのも大変でしょうから、菊池委員と私
で事務局と相談してから、文言については少し凝らしてからやっていきます
ので、よろしくお願いいたします。

それでは、どうも本当にありがとうございました。おかげさまで、円滑に
進めることができましたので、これからもまた重要な会議がどんどんとある
と思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私からは終わらせていただきます。ありがとうございました。

小國 岩間会長、委員の皆様、長時間に渡りましてご審議いただきましてありが
とうございました。

本日、委員の皆様から出されました貴重なご意見などにつきましては、十分
評価、検討いたしまして、事業を進めて参りたいと考えております。

それでは、これを持ちまして、平成24年度第1回大槌町都市計画審議会
を終わります。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。